

『日本経営学会誌』投稿規定

1995年3月制定
2003年3月18日改訂
2009年9月1日改訂
2010年9月2日改訂
2018年3月3日改訂
2019年9月3日改訂
2020年9月2日改訂
日本経営学会理事会

1. 投稿者は、原則として日本経営学会の会員とする。
2. 投稿原稿は、日本経営学会の研究目的に則したテーマのもとに日本語あるいは英語で書かれた未公刊論文とする（学位論文の全文がインターネットにより公表されている場合、当該学位論文は公刊されたものとみなされる）。なお審査過程にある投稿論文は、同時に他機関の各種出版物への投稿および WEB 等による公表をしてはならない。また同一会員による連続投稿（投稿論文が査読過程にあるときに、同一会員によって別の論文を『日本経営学会誌』に投稿すること）は認めない。
3. 掲載された論文の著作権は、日本経営学会に帰属する。
4. 本誌に採択・掲載された論文を執筆者が他の出版物等（インターネット等による情報システム；WEBを含む）に転用する場合には、予め文書によって日本経営学会の了承を得ると同時に、その出版物等に『日本経営学会誌』（No.、刊行年月）に掲載された論文であることを明記しなければならない。
5. 『日本経営学会誌』投稿申込書（学会ホームページ掲載）に、投稿者の氏名、生年月日、住所、所属機関、肩書き、電話・FAX番号、E-mail アドレス、原稿の分量等を記入して原稿に添付する。原稿自体に投稿者の氏名等は絶対に記入しない。
6. 投稿に際しては、投稿申込書を 2 部、本文を 5 部、要旨（原稿が日本文の場合は約 1,600 字、同英文の場合は約 600 語）を 5 部、印刷して提出すること。また、それらのファイルを保存した記録媒体もあわせて提出すること。ファイルのプロパティに「作成者名」を残さないこと。
7. 執筆に際しては、「執筆要領」（学会ホームページ掲載）を参照すること。
8. 投稿の締切は特に設けない。投稿された原稿は、投稿時点以後最初に開かれる編集委員会で処理される。
9. 投稿原稿の採否は、編集委員会が委嘱する 2 名のレフリーの審査に基づき、編集委員会が決定する。
10. 採用が決定された原稿については、改めて当初の形式に即した最終原稿、英文要旨（約 300語で、ネイティブ・チェックを受けたもの）、それらを収録した記録媒体の提出が求められる。
11. 採用原稿の執筆者校正は初校のみとし、校正時の原稿改訂は原則として認めない。
12. 原稿料は支払わない。ただし、30 部の抜き刷りを無料で送付する。

13.投稿原稿などは一切返却しない。

14.投稿先は編集委員長（学会ホームページ掲載）とする。